

愛顔の安心飲食店認証取得奨励金

【募集要領】

令和3年度に本奨励金の交付を受けた飲食店は対象外です。
認証制度の期限喪失後の再申請や更新の場合は申請できません。

【申請受付期間】 令和4年5月23日(月)～令和5年2月28日(火)当日消印有効

※期間中、申請に必要な書類が備わったものを受け付けます。申請受付後、審査を行い、順次採択することとなります。(予算の範囲内での採択となります。)

【対象者】 愛顔の安心飲食店認証制度の認証を取得した飲食店を経営するもの。ただし、市内に飲食店を有する食品衛生法第52条の営業許可(飲食店営業または喫茶店営業)を受けた者であって、かつ現に市内の飲食店舗において対面により主として食事又は飲料の提供を業として行っているものに限ります。
一部対象外となる場合がございますので、2ページ補助対象者の範囲をご参照ください。

【奨励金】 1店あたり10万円

【申請期間】 令和4年5月23日(月)から令和5年2月28日(火)まで

【申請方法】 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、原則郵送で下記申請先へ提出してください。

※提出された申請書に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。提出書類に不備や不足が無いようご注意ください。また審査にあたり、書類が整わない場合は、申請は受理せず、返還いたします。

※本奨励金は審査があり、不採択となる場合があります。(審査後、不採択となった場合、書類の返送はいたしません。)

※本奨励金の申請は、1店につき1回限りとします。※複数の店を所有している事業主は店毎に申請してください。

【申請先】 〒794-8511

今治市別宮町一丁目4-1 今治市役所 産業振興課 宛

【問合先】 平日9時～17時

今治市役所 産業振興課

電話:0898-36-1540

メール:sangyou@imabari-city.jp

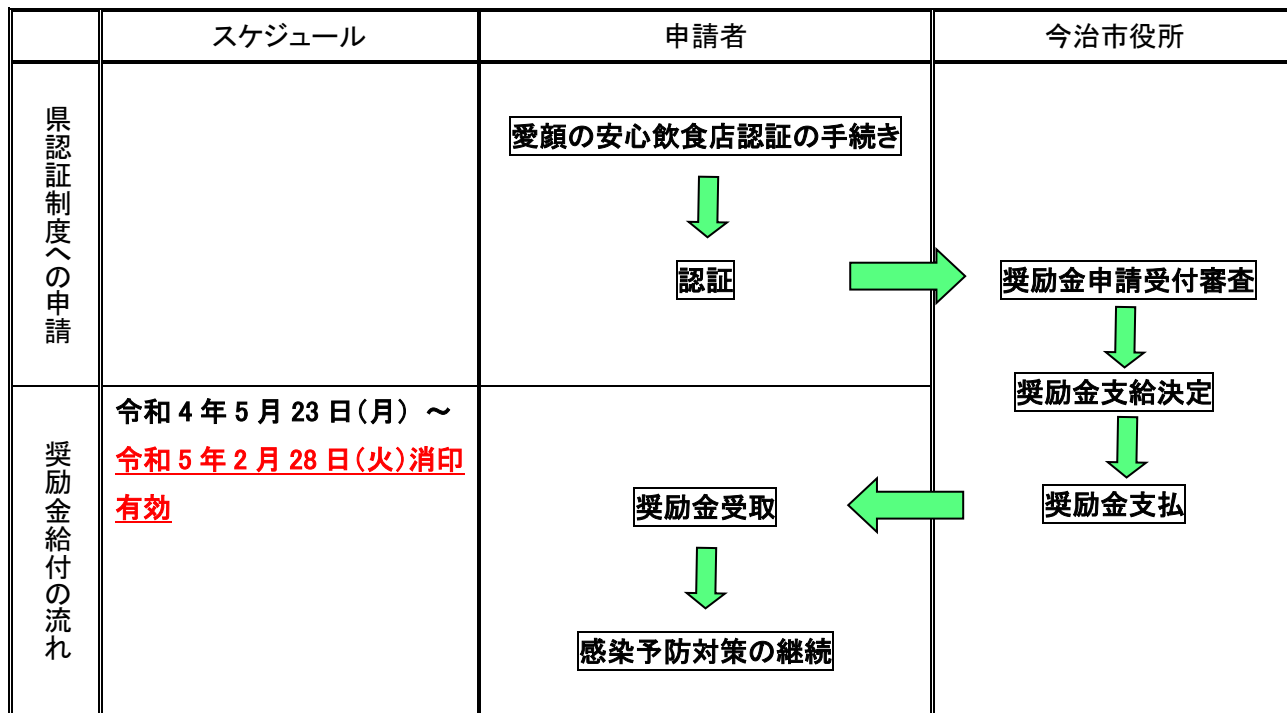
-目次-

| | |
|-----------------------------------|---|
| 1 目的 | 2 |
| 2 奨励金交付までの流れ | 2 |
| 3 奨励金対象者の範囲 | 3 |
| 4 奨励金額 | 2 |
| 5 奨励金対象 | 3 |
| 6 対象事業実施期間 | 3 |
| 7 申請方法 | 3 |
| 8 申請手続き | 3 |
| (1) 提出先 | 3 |
| (2) 受付期間 | 3 |
| (3) 申請に必要な書類の入手方法 | 3 |
| (4) 申請に必要な書類 | 3 |
| (5) 審査結果の通知 | 3 |
| 9 問合せ・相談先 | 4 |
| 10 重要説明事項(奨励金対象事業者が交付決定後に遵守すべき事項) | 4 |
| (1) 奨励金の交付 | 4 |
| (2) 奨励金交付後のチェック | 4 |
| 11 留意事項 | 4 |
| 申請書等記入例 | 5 |

1. 目的

愛顔の安心飲食店認証取得奨励金(以下奨励金という)は、今治市内の飲食店において、「愛顔の安心飲食店認証」を取得した事業者がウィズコロナ対策の徹底を継続して推進する取り組みを支援するもの。

2. 奨励金交付までの流れ



3. 奨励金対象者の範囲

愛媛県が定める飛沫感染対策、接触感染対策、空気感染対策等の感染予防対策を講じ、「愛顔の安心飲食店認証」を取得した市内飲食店を営む、法人、個人事業主で以下に該当しない者

- ①今治市暴力団排除条例(平成22年今治市条例第50号)に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある者等
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている者。
- ③本奨励金の交付を既に受けた店 (1店につき1回限りの申請となります。)

※同一店で複数の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている場合であっても複数回の申請はできません。

※認証制度の期限喪失後の再申請や更新の場合は申請できません。

※令和3年度に本奨励金の交付を受けた飲食店は対象外です。

4. 奨励金額

1店あたり10万円

5. 奨励金対象

愛媛県が定める飛沫感染対策、接触感染対策、空気感染対策等の感染予防対策を講じ、愛顔の安心飲食店認証取得した店

6. 申請期間

令和4年5月23日(月)～**令和5年2月28日(火)** 当日消印有効

7. 申請方法

原則、書類を産業振興課へ郵送

8. 申請手続き

(1) 提出先

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4-1 今治市役所 産業振興課 宛

※封筒に「愛顔の安心飲食店認証取得奨励金申請資料 在中」と記載

(2) 受付期間

令和4年5月23日(月)～**令和5年2月28日(火)**まで 当日消印有効

※**予算の範囲内での補助採択となります。**

(3) 申請に必要な書類の入手方法

今治市役所ホームページ(下記 URL)からダウンロード

URL : <https://www.city.imabari.ehime.jp/sangyou/>

※今治市産業振興課、今治市各支所でも申請書類を配布しています。

(4) 申請に必要な書類(審査にあたり、提出の整わない場合は受理せず返還いたします。)

- ①愛顔の安心飲食店認証取得奨励金申請書(別記様式第1号)
- ②誓約書(別記様式2号)
- ③安心飲食店認証書の写し
- ④食品衛生法第52条の営業許可証(飲食店営業または喫茶店営業) ※有効期限内であること
- ⑤写真添付シート(安心飲食店認証ステッカーを貼った店舗写真、感染対策を実施している店舗内写真)
- ⑥補助金の振込口座の通帳等の写し(申請者と同一であること)
- ⑦申請者の身分証(免許証、マイナンバーカード、保険証など)
- ⑧請求書
- ⑨チェックシート(提出にあたり、チェックシートを一番上にし、提出書類を番号順に並べてください。)
- ⑩その他事務局が必要と判断したもの

(5) 審査結果の通知

市にて受付・審査後、支払の有無を通知します。

9. 問合せ・相談先

奨励金の申請に関する不明な点やご相談等は、以下へお問い合わせください。

今治市産業部産業政策局 産業振興課

電話番号:0898-36-1540(平日9:00~17:00)

10. 重要説明事項(奨励金事業者が交付決定後に遵守すべき事項)

- ①奨励金の給付後も書類等の不備が発見された場合には、申請書類の訂正・再提出を求めます。
- ②感染対策事業については、店において継続的に実施してください。
- ③業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守してください。
- ④愛顔の安心飲食店認証制度に定められた認定基準を遵守してください。

(1) 奨励金の交付

申請書の確認時、要件を満たしていないことが判明した場合、奨励金を受け取ることができなくなる場合があります。なお、奨励金は経理上、支払額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。

(2) 奨励金交付後のチェック

市は、奨励金交付後に認証基準を守った営業を行っているか実地調査します。

11. 留意事項

- ① 奨励金交付後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。この検査により奨励金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。
- ② 本募集要項に記載されていない、要件等の細部については、市からの指示に従うものとします。

記入例

ア 愛顔の安心飲食店認証取得奨励金交付申請書
(様式1号)

別記様式第1号

申請年月日 令和 年 月 日

愛顔の安心飲食店認証取得奨励金申請書

(1) 申請者の概要

| | | | | |
|-------------------------|---|----------------------------|-------|----------------|
| 店舗情報 | 名称(屋号) | いまばり飲食店 | | |
| | 所在地 | 今治市別宮町1丁目〇-1 | | |
| 企業名 (個人の場合なし) | (有) 今治飲食 | | | |
| 代表者 | フリガナ | ダイヒョウトリシマリヤク イマバリ ハナコ | | |
| | 役職・氏名 | 代表取締役 今治 花子 | | |
| 住所 | 〒794-0026 今治市別宮町1丁目4-1 | | | |
| 食品衛生法 第52条の許可の 種類 | <input checked="" type="checkbox"/> 飲食店営業(食品衛生法施行令第35条第1号) <input type="checkbox"/> 喫茶店営業(食品衛生法施行令第35条第2号) | | | |
| | 許可番号 | 東今生180xx125 | 許可年月日 | S・H・R 31年12月6日 |
| 愛顔の安心飲 食店認証 | 認証番号 | 000xx25 | 認証年月日 | R 3年 6月 29日 |
| 補助金申請額 | <input checked="" type="checkbox"/> 100,000 円 | | | |
| 連絡担当者 | フリガナ | イマバリ オオカ | | |
| | 職・氏名 | 営業課長 今治 大花 | | |
| | 電話 | 0898-36-1540 | | |
| | Eメール | imabari@imabari-city.co.jp | | |

必ず、日中(9時から17時頃)に連絡のとれる連絡先を記入してください。不備等があるにも関わらず連絡が取れない場合、受付できない場合があります。

| | | | | | | |
|-------|---------------|------------------------|--|------|---------|-----------------|
| 振込先情報 | 金融機関 | 今治 | 銀行 金庫 農協 | 支店名 | 今治市役所 | 本店・支店 支所・出張所 |
| | | 口座情報 | <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 | 口座番号 | 0123456 | |
| | フリガナ | ユ.イマバリインシヨク ダイ イマバリハナコ | | | | |
| 口座名義人 | (有)今治飲食 代今治花子 | | | | | |

エ 誓約書（別記様式第2号）

誓約書

記入例

令和 年 月 日

（宛先）今治市長

ア 申請書（別記様式第1号）と同じ日付を記載してください。

個人事業者の方は、住民票上の住所・氏名をご記入ください。企業名及び代表者の役職については、記入不要です。

住所又は本店所在地
企業名
代表者の役職・氏名

（自署）

自署にてご記入ください。
押印、打ち出し不可。

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴事務局が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

- 1 今治市内に店舗を有しています。
- 2 飲食店又は喫茶店の営業許可を受けた者であって、現に市内の飲食店舗において対面により主として食品、飲料の提供を業として行い、今後も事業を継続する意思があります。
- 3 国及び地方公共団体等からの補助を受け、又は過去に受けたことがある場合、不正等を起こしていません。
- 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていません。
- 5 今治市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等ではありません。
- 6 法人の役員等が今治市暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団員等ではありません。
（注）「役員等」とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
- 7 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守します。
- 8 愛顔の安心飲食店認証制度の認証基準を遵守します。
- 9 市・事務局が行うPR活動に協力します。
- 10 関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に協力します。
- 11 本補助金の交付申請書類の記載事項及び提出書類は、事実と相違ありません。本申請内容に虚偽があった場合には、補助金の交付決定の取消し及び返還に異議なく応じます。